



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

バイナリーオプションの攻略情報商材の勧誘に説明義務違反があったとされた事例

バイナリーオプションの攻略情報に関する商材の勧誘に際し、返金特約に関する条項についての的確な説明をせず、かえって誤解させる説明をしたとして、事業者とその代表者に対し情報商材の代金100万円相当の損害賠償請求を認容した(ただし、購入した商品を利用して行ったバイナリーオプション取引の損失については損害賠償請求を否定している)。(東京地方裁判所平成31年2月18日判決、LEX/DB)

原告：X(消費者)
被告：Y1(事業者)
被告：Y2(Y1の代表取締役)

事案の概要

Y1は、バイナリーオプション取引(取引価格が上昇するか下落するかを二択で予想して行う投資)の攻略情報である本件商品を業として販売している事業者で、Y2は、Y1の代表取締役である。

Xは、2016年10月中旬、Y1から、本件商品を代金100万円で購入し(本件売買契約)、同日、代金100万円を支払った。

本件売買契約には、所定のすべての条件を満たした場合には、Y1が、Xに対し、本件商品の代金100万円を返還するという条項(本件返金特約)があり、返還の条件として、次のとおり定められていた。

- ① Xが本件商品の推奨する手法どおりに実践したこと
- ② ローソク足がボリンジャーバンド(株価の方向性の転換点を示すチャート)を突き抜け、かつ、『4マーチンゲール、エントリー回数200回以上で勝率が1/30以下』、又は、『5マーチンゲール、エントリー回数300回以上で勝率が1/55以下』であること

「4マーチンゲール」とは、当たるまで投資額を倍増させながら連続して4回行う取引であり、本件商品においては、4マーチンゲールが1エントリーとされている。したがって、本件返金特約に定められた「4マーチンゲール、エントリー回数200回以上で勝率が1/30以下」とは、「4マーチンゲールのエントリーを合計200回以上行い、その勝率が30分の1以下のとき」という意味である。また、「5マーチンゲール、エントリー回数300回以上で勝率が1/55以下」とは、「5マーチンゲールのエントリーを300回以上行い、その勝率が1/55以下」という意味である。

Xは、2016年11月中旬から2017年3月上旬まで、本件商品を利用して取引を行い(以下「本件取引」)、約138万円の損失を出し、同日、取引を終了した。

本件取引中、本件返金特約の勝率計算に含めるべきエントリー回数は、合計228回である。

Xが返金特約に基づいて請求したところ、Y2は返金特約の条件を満たしていないとして拒否した。これに対し、Xの主張の骨子は、次のとおりである。「勝率が1/30以下」について「敗率が1/30以上」という説明であったし、Y2は「本件商品に従って取引を続けている限り、ほとん

ど負けることはないと思うのであまり気にしないで下さい」と述べた。そして、Y2は「仮に1日1回のペースで1か月間取引を続けた場合に、約半年間、月1回のペースで負けが続いたときには、代金全額をお返しするイメージです」などと説明し、本件返金特約の重要部分を説明しなかった。本件商品の代金は100万円であり、一般消費者にとって極めて高額で、本件返金特約は本件商品に基づく取引について損失が出た場合の保険となるものであること、売主であるY1にとって明らかに不利な条項であり、本件商品への信頼性を高めるものであることからすれば、一般消費者にとって、本件商品の購入を決意するための重要な情報である。Xも、本件返金特約が決め手となって、本件売買契約を締結した。そうであるのに、Y2は、本件売買契約締結に先立ち、Xに対して本件返金特約に関する説明をしていないばかりか、かえって誤認させるような説明を行っているので、説明義務違反が認められ不法行為が成立する。

Xは、Y2に対しては不法行為に基づき、Y1に対しては会社法350条に基づいて、損害賠償請求した。損害額は、本件商品の売買代金相当額100万円と本件取引による損失約138万円の合計約238万円である。

Yらは、説明義務の違反はないなどとしてXの主張を争った。

理由

本判決は、次のように判示して、代金相当額についてXの請求を認容した。

1 説明義務違反

①Y2は、本件売買契約締結の際、Xに対し本件商品に基づくY1関係者の取引実績を示し、本件商品に基づいてバイナリーオプション取引を行えば9割方勝つことができる旨説明したことは認めている

②Xが、2016年12月頃、「負け」の回数が多い

としてY2に本件売買契約の代金の返還を求めたところ、Y2は、「エントリー回数200回」という条件を満たしていないとして、これに応じず、その後Xが200回以上のエントリー（有効なエントリー回数228回）を行ったうえで、2017年5月頃に返金を求めたところ、Xに対し、本件返金特約の条件にはXが行った取引のみならずY1が行った取引も含まれていて、Y1関係者が行った取引で勝っていれば、Xの「負け」の回数に含まれないなどと述べ、「負け」の回数が5回か6回であるから「30分の1」に満たないなどとして、返金を拒んだ。

③Y1は、Xに対する2017年7月上旬の「回答書」と題する書面においても、本件返金特約の趣旨は、「4回連続して負ける確率が、1/2の4乗、すなわち、1/16であり、このような確率で、さらに複数回負け続けることは稀であるため、特に、このような不運な購入者に対しては、本件返金特約の条件を満たした場合に限り、本件売買契約代金のみ返金を認めるという点」にあるなどと説明している。

これらの事実に照らせば、Y2は、本件返金特約の「30分の1」という条件は、「負け」の割合が「30分の1以上」であることを意味するものと認識し、行動していたものと認められ、Xの供述は、Y2の上記認識及び行動に沿うものであり、これを信用することができる。他方、Y2が上記条件を契約書の文言どおりに「勝率が30分の1以下」と説明した旨の供述は、上記認定のY2の言動と矛盾しており、これを信用することができない。

そうすると、Y2は、本件返金特約の条件に、「4マーチンゲール、エントリー回数200回以上で勝率が30分の1以下」と定められ、返金が行われる場合は極めて限定されているにもかかわらず、Xに対し、本件商品に従って取引を続けている限り、ほとんど負けることはないと思うのであまり気にしないで下さい。」「仮に1



日1回のペースで1か月間取引を続けた場合に、約半年間、月1回のペースで負けが続いたときには、代金全額をお返しするイメージです。」などと説明し、あたかも、「勝率が1/30以下」を「敗率が1/30以上」と誤認させるような説明を行ったものと認められる。

そして、本件返金特約が売買代金全額の返金という契約締結の効力を覆すほどの効果を定めたものであることからすると、いかなる場合に本件返金特約が適用されるかは、本件商品を購入するか否かの判断に影響を及ぼすべき重要な情報であり、Y2は、本件売買契約の締結に際し、信義則上、買主であるXに対してこれを正確に説明すべき義務があるというべきところ、上記のとおり、「勝率が1/30以下」という極めて限定された場合にしか本件返金特約が適用されないにもかかわらず、これを「敗率が1/30以上」というXに相当程度有利な条件であるかのように誤認させる説明を行ったのであるから、上記説明義務に違反したものと認められる。

2 損害

本件売買契約締結の際に支払った代金相当額100万円は、説明義務違反と相当因果関係のある損害に当たる。

本件取引を行った結果生じた約138万円の損失については、Xが本件商品を利用した取引によって仮に利益が出なかったとしても、本件返金特約により100万円の返金を受けられるものと考えて本件商品の購入を決意したもので、バイナリーオプション取引で損失が生ずる可能性があることは認識していたと認められること、Xは、本件取引の途中で「負け」が続くことを認識しながら、本件返金特約の条件を満たして代金の返還を受けるために、規定回数に達するまで取引を継続したことが認められ、本件取引の期間中も損失が生ずることを十分認識しながら、自らの意思で取引を継続したことなどから、Xが本件取引を自らの責任において行ったもので

Y2の義務違反と本件取引による損失の発生との間に相当因果関係があるとは認められない。

Y1は、会社法350条に基づいて損害を賠償すべき責任を負う。



解説

1 バイナリーオプション

バイナリーオプションはオプション取引の一種で、為替相場や株価指数などを対象として、あらかじめ定められた時点(あるいは期間)の騰落を予測し、ある値よりも高いか低い(あるいは一定の範囲に収まっているか)を二者択一で選ぶ取引である。例えば、2時間後のドル円レートが145円50銭より円高か円安かについて、オプション料を払って取引し、予測が当たると一定金額の払い戻し(ペイアウト)を受け取り、払い戻し額とオプション料の差額が利益となる。予測が外れると、ペイアウトがなく、オプション料が損失となる。

金融商品取引法上、店頭デリバティブ取引に該当するので、投資者に対して業として取引を行う者は第一種金融商品取引業の登録が必要である。

海外業者の場合であっても、日本に居住する投資者に対してこの取引を行うには、日本において金融商品取引業の登録が必要である。実際には、無登録業者による被害が発生している。

2 バイナリーオプションの情報商材

本件は、バイナリーオプションの取引による被害事案ではなく、バイナリーオプションの攻略情報の商材の販売・購入事案である。単なる攻略情報や売買ツールの販売(売り切り)の場合には、事業者金融商品取引業の登録は不要で、相談対応としては特定商取引法(以下、特商法)の適用場面となる。

ただし、当該商材の利用に当たり、販売業者等から継続的に投資情報のデータその他のサポート等の提供を受ける必要がある場合には、

投資助言・代理業に該当することとなるので登録が必要である(「金融商品取引業者向けの総合的な監督指針」VII-3-1(2)②イa及びb)。実際には、この登録もされていない場合がほとんどと思われるので、特商法の適用場面であることに変わりはない。なお、バイナリーオプション取引の学習用USBメモリーを販売していた事業者(法人)に対し、特商法違反(商品性能に関する不実告知等)により業務停止命令、個人に対して業務禁止命令を出した例がある(2020年3月25日付、消費者庁と東京都による同時処分)^{*1*2}。

3 バイナリーオプションの問題点

オプション取引は、オプション料が取引によって見込まれる利益と見合っているのか(理論価)が重要になるが、その計算方法としてブラックショールズ理論などが用いられている。しかし、バイナリーオプションは、その特殊性からブラックショールズ理論がそのまま当てはまらないため、修正したもの等の理論が用いられている。ところが、上がるか下がるかという面で一見単純に見えるため、ギャンブル感覚で行われている。金融先物取引業協会では、自主規制が行われており、登録6社(2024年2月現在)の取引実績が月次データファイルとして公表されている。公表される内訳は各社によって違いはあるが、顧客の購入金額の合計額、顧客への支払い金額の合計額、顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合、月間通算損益がマイナス(損失)になった口座数などとなっている。それによると、各社とも損失が生じた口座数の割合がかなり高くなっている。情報商材の売買の場合であっても、バイナリーオプション取引の特質について誤認させるような勧誘については、その違法性が問われることになる。

4 本件事案について

本件は、返金特約に着目して、説明義務違反を根拠に損害賠償請求した事案である。一般論としては、バイナリーオプション取引の特質そのものを争点とした場合、論争となって裁判が長期化する可能性がある。そうすると、事案によっては事業者が事実上倒産し回収不能となるリスクも高くなることがあるので、争点を絞り込んで早期に審理を遂げる方策も現実的な選択肢となる。

ただし、本件の場合、返金特約に重点を置いたことから、取引自体の損失については「損失が生じることは認識していた」などの理由で否定されている。確かに、相当因果関係がないともいえるであろうが、他方において本判決も、Y2が本件商品を用いてバイナリー取引を行えば9割方勝つことができる旨説明したことを認定しているのであるから、もしXがそのような勧誘により誤認して、本件商品を購入してバイナリーオプションを行うことを決めたという事案の場合には、相当因果関係を認める余地があると考えられる。

参考判例は、FXのバイナリーオプション取引の自動売買システムによって元本保証で毎月恒常的に配当が得られると勧誘した事案で、そのようなことが可能な自動売買ソフトなど存在しないとして、会社代表者につき不法行為責任及び会社法429条の責任を、会社につき会社法350条の責任を追及した事案であるが、請求が全部認容されている(ただし、被告らが請求原因事実を争うことを明らかにしなかった事例である)。

参考判例

東京地方裁判所平成29年11月7日判決(ウエストロー・ジャパン)

*1 消費者庁[特定商取引法違反事業者【株式会社i tec japanほか2事業者】に対する行政処分について]
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/019409/>

*2 東京都[大学生等に借金をさせ、投資取引に係る高額なUSBメモリーを販売していた3事業者に業務停止命令]
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/03/26/26.html>